

国家記念物についての法律

第 17.288 号 1970 年 2 月 4 日付官報にて公布
2003 年 1 月改定版

第一章 国家記念物について

第1条

国家記念物 ([monumentos nacionales](#)) であり、国家の保護観察及び保護 ([tuicion y proteccion del Estado](#)) 下に置かれるのは次のものである。

- ・歴史的又は芸術的特徴を有する場所、遺跡 ([ruinas](#))、建造物 ([construcciones](#)) 及び物 ([objetos](#))。
- ・(イ) 先住民の遺跡 ([enterratorios](#)) 又は墓場 ([cementerios](#)) 及びその他の遺物 ([restos](#))、(ロ) 考古人類学的 ([atropo-arqueologicos](#))、古生物学的又は自然形成でできた ([de formacion natural](#)) 作例 ([piezas](#)) 又は物。この遺跡或いは遺物は国家領土内の地表下又は地表上、或いはその領海 ([aguas jurisdiccionales](#)) 内の大陸棚 ([plataforma submarina](#)) に存在し、その保存は歴史、芸術又は学術研究に関係するものである。
- ・自然発生的な聖域 ([los santuarios de la naturaleza](#))。
- ・記念的な特徴を有し、公的な場所にある記念物、像、柱、ピラミッド、泉、プレート ([placas](#))、山頂 ([coronas](#))、碑文 ([inscripcion](#))、及び一般的に物。

その保護観察及び保護は、国家記念物審議会 ([Consejo de Monumentos Nacionales](#)) を介して、当法の定める方法で行われる。

第二章 国家記念物審議会について

第2条

国家記念物審議会は、公共教育省 ([Ministerio de Educacion Publica](#)) に直接所属する専門組織であり、次のメンバーから構成される。

- a) 公共教育相、当審議会の議長となる ([presidir](#))。
- b) 図書館、文書館及び博物館・美術館局長 ([Director de Bibliotecas, Archivos y Museos](#))、この者は当審議会の執行副議長 ([Vicepresidente Ejectivo](#)) となる。
- c) 国立歴史博物館の保存官 ([Conservador del Museo Historico Nacional](#))。
- d) 国立自然史博物館 ([Museo Nacional de Historia Natural](#)) の保存官。
- e) 国立美術館 ([Museo Nacional de Bellas Artes](#)) の保存官。

- f) 国立文書館 (Archivo Nacional) の保存官。
- g) 公共事業省建築局事務局長 (Director de Arquitectura de La Direccion General de Obras Publicas)。
- h) 住宅・都市計画省 (Ministerio de la Vivienda y Urbanismo) から代表者一名。
- i) チリ歴史・地理学協会 (Sociedad Chilena de Historia y Geografia) から代表者一名。
- j) 建築家協会 (Colegio de Arquitectonicos) から代表者一名。
- k) 内務省 (Ministerio del Interior) から代表一者名。この者は、警備兵隊の上級将校 (un oficial superior de Carabineros) でもよい。
- l) 国家防衛省 (Ministerio de Defensa Nacional) から代表者一名。この者は、軍隊の上級将校 (un oficial superior de las Fuerzas Armadas) でなければならない。
- m) 国家防衛審議会 (Consejo de Defensa del Estado) の弁護士。この者は、当審議会の法律顧問である。
- n) チリ作家協会 (Sociedad de Escritores de Chile) から代表者一名。
- o) 記念物の保存・修復専門家一名。
- p) 国立美術協会 (Sociedad Nacional de Bellas Artes) 及びチリ画家・彫刻家協会 (Asociacion de Pintores y Escultores de Chile) を代表する彫刻家一名。
- q) チリ歴史記念研究所 (Instituto de Conmemoracion Historica de Chile) から代表者一名。
- r) チリ考古学協会 (Sociedad Chilena de Arqueologia) から代表者一名。
- s) チリ大学建築・都市工学部建築史研究所 (Instituto de Historia de la Arquitectura de la Facultad de Arquitectura y Urbanismo de la Universidad de Chile) のメンバー一名。

共和国大統領は、各々の機関の提議に基づいて、公共教育相により提議される o) の担当者を除き、国有法によって (por derecho publico) この審議会にいない審議会のメンバーを三年毎に指名する。p) の担当者については、その項目で述べられる二団体の三名の候補者リストにおける (en terna) 提議に基づき指名される。

第3条

審議会は諸法令 (Actas) を普及し、その決定 (acuerdo) を伝達 (tramitar) し、且つその法令に委ねられる任務を果たす担当長官一名 (un Secretario encargado) を擁する。その者の報償 (remuneracion) が一年毎に公共教育省予算において諮問される。この長官は、あらゆる法的趣旨に則った忠誠の徒となる性質を有する。

第4条

審議会は、決定済みの事例 (casos) に任命し得る特別査察官ら (Visitadores Especiales とは別に、一年毎に総査察官 (Visitador General) 一名を当審議会の中から指名する。

第5条

1. 国家記念物審議会は、第一召喚時には (en primera citacion) そのメンバーのうちの八人、第二召喚時に

は(en segunda citacion)最低五人いれば開会できる。その決議(acuerdos)は単純過半数(simple mayoria de votos)から採択される。

2.審議会は、適切と看做される(estimar)場合、他の専門家から助言され得る。

第6条

審議会の職権(atribuciones)及び義務は次のものである。

- 1.国家記念物の事例と看做される場所、遺跡、建築及び物を国家記念物と宣言する合意(la conveniencia)を表明し(pronunciar)、当該の最高令(decreto supremo)の発布を申告すること。
- 2.国家記念物及び博物館・美術館登録簿(Registro de Monumentos Nacionales y Museos)を作成すること(formar)。
- 3.(イ)国家記念物の修復、修繕(reparacion)、保存及び指定(senalacion)に関する計画又は規準(normas)を作成すること(elaborar)、並びに(ロ)審議会が審議会自体又は他の組織で実施し得る諸工事、及びその出資供給(financiamiento)に対し国家予算特別資金(fondos especiales)又はその他の資金(fuentes)が諮問(consultarse)或いは受理される(recibirse)諸工事とは別に、適切な作業を合意の上で実施する為に公共事業・運輸省(Ministerio de Obras Publicas y Transportes)建築局(Direccion de Arquitectura)に來歴(antecedentes)を提出すること。
- 4.私有の国家記念物の取戻(reivindicacion)又は譲与(cesion)又は売却を、或いはこれから生じるあらゆる権利(titulo)の取得を国家に手続すること(gestionar)。
- 5.国家記念物の利用(acceso)を規制すること、並びに同物への監視及び保存に最善を尽くすような運営措置(medidas administrativas)を政府に提言すること(proponer)。
- 6.規則の定める方法(forma)に則りチリ又は国外の自然人或いは法人が申請するところの、国家領域内のあらゆる場所における歴史的、芸術的、人類学的又は古生物学的な発掘の許可又は認可を手続すること。
- 7.本法の実施の為に発布されなければならない単数又は複数の規則を政府に提言すること。

第7条

国家記念物審議会は、同様に次の権限を与えることになる。

- 1.国家記念物の学術論文及びその他の研究論文(trabajo)を編集又は刊行すること。
- 2.保護するに値する歴史的遺産、芸術的遺産及び学術的遺産を文化的に普及させる手段として展覧会を企画すること。

第8条

民事当局、軍当局、兵当局(autoridades civiles, militares y de carabineros)は、審議会が国家記念物の保存、保護及び監視に関して採択する職務及び決議の履行に協力する義務がある。

第三章 歴史記念物について

第9条

歴史記念物とは、その歴史的又は芸術的性質・意義或いはその古さによって最高令から歴史記念物と宣言される国庫、自治体又は私有の財産である場所、遺跡、建造物及び物であり、審議会の要請及び事前決議 (a solicitud y previo acuerdo) に基づき発布される。

第10条

如何なる当局も人 (persona) も、歴史記念物と宣言できる来歴を示して、歴史的記念物と看做される動産及び不動産の存在を審議会に書面で通知することができる。

第11条

1. 歴史記念物は、国家記念物審議会の管理及び監督 (supervigilancia) の下にあり、並びにその保存、修繕又は修復といったあらゆる作業は、審議会の事前認可に従う。

2. 歴史記念物を構成する或いはそれに属する物は、審議会の認可を得ずに除去されてはならないものとし、審議会は事例毎に適切な方法を示唆する。

3. 博物館・美術館又は公共教育省図書館、文書館及び博物館・美術館局に所属する国有団体 (entidades del estado) 間の博物館・美術館のコレクション又は作例の貸借は、この認可が免除される。¹

第12条

1. 歴史記念物が私有の不動産である場合、その所有者はその記念物を然るべく次のように保存しなければならない。その記念物を破壊せず、変化させず、又は修繕せず、且つその周囲で如何なる建造も行ってはならない。但し、国家記念物審議会から事前に認可を得ている場合を除く。この時審議会は認可済みの工事が遵守しなければならない規準を定める。

2. Eriazo の場所又は箇所であれば、それは発掘されたり建設工事がなされたりしてはならない。先例と同じく国家記念物審議会から事前に認可を得ている場合を除く。

3. 本条文規定への違反は、(イ) 本法第 25、27、38 条の規定及び(ロ) 公的武力 (fuerza publica) の行使によって工事の停止 (paralizacion) とは別に、生活給金 (sueldos vitales) の一から五倍の罰金で制裁される。

¹ 法律第 18.745 号 (1988 年 10 月 6 日、官報にて公表) の単独条文 (articulo unico) により付加を挿入。

第13条

チリ又は国外の自然人であれ法人であれ、学術的な発掘の従うべき規準並びにそこで見つけられた諸物の用途を決定する規則が定める方法に則り且つ審議会からの認可を事前に得ていない学術的な発掘を国家領域内で行うことはできない。

第14条

歴史記念物の特質を持つ諸物又は動産の輸出は、審議会の事前賛同通知があれば、1966年2月22日付法律第16.441号第43条の規定²に従う。

第15条

1. 私有の歴史記念物の売却又は競売 (*remata*) の場合、国家記念物審議会及びその物の所有者がそれぞれ (*paritariamente*) 指名する鑑定人二名の事前査定 (*previa tasacion*) を行い、国家はその物の取得優先権 (*preferencia para su adquisicion*) を持つ。不一致の場合、売主の住所区分の高額手形裁判官 (*Juez de Letras de Mayor Cuantia*) により第三者が指名される。

2. 裁判所 (*Casas de Martillo*) は、国家記念物審議会に対し、明白に歴史記念物である物或いは財産の公売又は民間競売 (*subasta privada*) を対応するカタログを添付の上、最低 30 日繰り上げて (*con una anticipacion minima de 30 dias*)、伝えなければならない。審議会はその物又は財産への優先権 (*derecho preferente*) を持つ。

3. 裁判局 (*Direccion de Casas de Martillo*) は発生した制裁を適用する職務にある。

第16条

国家記念物審議会は、審議会の判断により国家権力において保存するのが適当である私有の歴史記念物の収用を所轄機関 (*organismos competentes*) に要求し得る。

第四章 公共記念物について

² 法律第16.441号(1966年3月1日官報にて公表)「第43条:共和国大統領は正当な命令により(*por decreto fundado*)国家領域以外の採掘(*extraccion*)、つまり(イ)歴史的又は芸術的な建造物が遺跡、先住民の遺跡(*enterratorios*)又は墓場(*cementarios*)についての採掘、(ロ)地表下又は地表上に存在し、且つその保存が学術研究、歴史又は芸術に利する考古人類学的(*atropo-arqueologicos*)又は自然形成でできた(*de formacion natural*)物又は作品についての採掘、並びに(ハ)(イ)歴史性又は芸術性により博物館・美術館又は図書館で保存されなければならない、或いは(ロ)公的な場所において記念的又は説明的なタイトルを存続しなければならない私的若しくは公的な財産、記念物、物、作品、絵画、書物又は文書についての採掘を承認できる。」

注:教育省最高令第329号(1997年6月19日官報にて公表)は、次のように記す。「単一条文:教育省にて法律第16.441号第43条に含まれる認可を与える権限を廃止のこと。当該の政令は前記省から「共和国大統領令によって」という形式に替わる。」

第17条

公共記念物 (*Monumentos Públicos*) とは、記憶から忘れ去られないよう、山野、通り、広場及び歩道が公共の場所に置かれていた又は置かれていた像、柱、ピラミッド、泉、プレート、山頂、碑文、並びに一般的に物であり、これらは国家記念物審議会の保護観察 (*tuición*) 下にある。

第18条

1. 記念物を築くか記念碑的性質を有する物を置く作業は、当事者が事前に予定工事 (*obra en proyecto*) のプラン及び草案 (*bocetos*) を国家記念物審議会に提出しなければ開始することはできない。但し、現行の法規定を損なわない限り、審議会によって承認されたそれらの作業は実施されることができる。

2. 本条文への違反は、諸工事の停止命令とは別に、一から五の *sueldos vitales* の罰金で制裁される。

第19条

1. 審議会の事前認可を得ておらず、且つ規則の定める諸条件に則っていなければ、公共記念物の位置を変更することはできない。

2. 本条文への違反は、その元の場所への返還とは別に、違反者の負担により一から五の *sueldos vitales* の罰金で制裁される。

第20条

1. 市町村 (*Municipios*) は、その各自治 (*comunas*) 内にある公共記念物を維持する (*mantencion*) 責任がある。

2. 市長 (*Intendentes*) 及び知事 (*Gobernadores*) は、その管轄区域 (*jurisdiccion*) である地方及び区画に在る公共記念物の保存状態に留意しなければならず、且つ公共記念物において発生するあらゆる劣化又は異変 (*alteracion*) について国家記念物審議会に報告をしなければならない。

第五章 考古学記念物について、その適切な学術発掘・調査について

第21条

1. 唯一本法によって (*por el solo ministerio de la ley*)、国家領土内の地表上又は下に存在する場所、遺跡、鉱脈及び考古人類学的な作例は、国有の考古学記念物である。

2. 本法の趣旨に則り、古生物学的作例及びそれらが発見される場所も同じく含まれる。

第22条

- 1.如何なるチリの自然人も法人も、規則³により定められる方法に則って国家記念物審議会の事前認可を得ずに考古学的、人類学的又は古生物学的な発掘を国家領域内で行うことはできない。
- 2.本条文への違反は、前記発掘から得られた諸物の没収とは別に、生活給金の五から十倍の罰金で制裁される。

第23条

- 1.考古人類学・古生物学的な発掘を行いたい国外の自然人又は法人は、規則に定められる方法で国家記念物審議会に当該許可を申請しなければならない。許可が与えられる前提条件 (*condicion previa*) は、その調査を担当する人物が国外の能力ある学術機関に所属し、且つ国立学術機関又はチリの大学と共同研究を行うことである。
- 2.本条文への違反は、実施された発掘で得られた諸物の押収とは別に、国家領域内からの外国人の追放を以て制裁され、この違反は法律第 3.446 号⁴の諸規定に従って実効化される。

第24条

- 1.国家記念物審議会、金融機関、或いは国家の助成金を受領する人物又は団体 (*personas o corporaciones*) により発掘がなされた場合、発見された諸物は規則の定める方法に則り審議会によって配分される (*ser distribuidos*)。
- 2.発掘又は発見が個々人によって自己負担でなされた場合、発掘又は発見された物の研究の為に規則の定める方法に則り得た便宜 (*facilidades*) とは別に、その個々人は前記物の全てを審議会に渡さなければならない。
- 3.審議会は、前記物の「*piezas tipo*」の各コレクションを国立自然史博物館に渡さなければならず、且つ残りの物は規則の定める方法に則り配分される。

第25条

- 1.審議会から認可されてから国外学術派遣団により行われる発掘又は発見で得られる物は、審議会が第一選択権を留保し、且つその配分を規則の定める通りに実施すると共に、前記派遣団には審議会から 25%までが与えられ得る。
- 2.前記派遣団に与えられた物の輸出は、審議会の賛同通知を得てから、法律第 16.441 号第 43 条の規

³ 教育令第 484 号 (1991 年 4 月 2 日官報公表)、考古学的、考古人類学及び古生物学上の発掘及び/又は試掘に関する規則を参照のこと。

⁴ チリに在る外国人規準法 (*normas*) を定める法令第 1094 号 (1975 年 7 月 19 日官報公表) が現在有効である。

定及び規則に従ってなされる⁵。

第26条

1. 国家領域のどの地点で且つどのような目的でも発掘を行う時に、歴史的、人類学的、考古学的又は古生物学的な性質を有する遺跡、鉱脈、作例又は物を発見した自然人又は法人全ては、その区域 (Departamento) の知事に即刻その発見を通知する義務がある。知事は、審議会がその発見 (el) を掌握するまでそれを監視する責任を取ることを軽微兵隊に命じる。

2. 本条文の規定への違反は、その作業 (obras) を担当した雇用者又は被雇用者 (empresarios o contratistas) の民事連帯責任 (responsabilidad civil solidaria) とは別に、その発見を通知する義務の不履行から派生する損害により、生活給金の五倍から十倍の罰金で制裁される。

第27条

前条文の述べる作例及び物は、規則の定める方法に則り審議会から配分される。

第28条

国立自然史博物館は、チリにおける人類の科学に関するコレクションの公的機関 (el centro oficial) であり、国立記念物審議会は、規則の定める通りに国内又は国外によって行われた発掘で得られる物の各コレクションを前記博物館に渡さなければならない。

第六章 環境保護について

第29条

考古学遺跡、或いは歴史記念物と宣言された遺跡及び建造物が在る特定の集落又は場所の環境及びその特性 (el caracter ambiental y propio) を保全する趣旨に則って、国家記念物審議会は、前記の集落又は場所、或いはその集落又は場所の中で特定された区 (determinadas zonas de ellas) の有する典型的且つ景観的様相の保護・保存を公益と宣言することを要請できる。

第30条

前条文の知らせる宣言は、政令によりなされ、且つその趣旨は次の。

1. 典型地区又は景観地区と宣言される区域において新たに建設工事を行うには、或いは再建工事又は保存工事そのものを実施するには、国家記念物審議会の事前認可が必要

⁵ 注2を参照のこと。

となるものとし、この認可は、その工事が提出計画に従って前記地区の建築全体様式との関連性を守る際、唯一与えられる。

2. 典型地区又は景観地区と宣言される区域に在る広告、掲示 (avisos) 又はポスター、駐車場、ガソリン・機械油販売店、電信線又は電話線、及び機械設備、キオスク、支柱 (postes)、建物内占有部分 (locales) 又はその他の建物 (恒久的又は一時的な性質を既に有する) は、本法の規則に従う。

第七章 天然記念域及び学術研究について

第31条

1. 地理学、古生物学、動物学、植物学又は生態学上の研究・調査に特別の可能性を供するような、或いはその保護が学術研究又は国家にとって利益のある自然地層 (formaciones naturales) を所有する陸域又は海域全ては、天然記念域 (santuarios de la naturaleza) である。

2. 天然記念域と宣言された上述の場所は、国家記念物審議会の保護 (custodia) の下にあるものとし、審議会は自然科学の専門家らからその趣旨に関して (para los efectos) 勧告される。

3. 審議会の事前認可を得ずに、建設工事又は発掘作業を天然記念域内で開始すること、並びに漁、狩猟、農作業開発 (explotacion rural) といった活動、又はその自然状態を変え得るその他のあらゆる活動を展開することはできない。

4. 天然記念域が私有地に在る場合、その地主らはその場所において不可抗力によって起こった損害を審議会に通知すると共にその場所の然るべき保護に留意しなければならない。

5. 農業省 (Ministerio de Agricultura) が本来の機能によって国立公園と宣言する地域は、この措置 (disposicion) の例外となるか、本法の公表日にその資格 (tal calidad) を持つ。

第32条

国立自然史博物館は、自然科学上の収集 (コレクション) の公的機関であり、自然科学上の「類型」 (tipos) の収集を行う。動物学又は植物学上の物の採取 (recolecciones) を行う人物又は機関は、集めた「全型」 (holotipos) を国立自然史博物館に引き渡さなければならない。

第八章 博物館・美術館間の交換及び貸借

第33条

図書館・文書館・美術館/博物館局に所属する国立の博物館/美術館は、正当な判定 (resolucion fundada)

により与えられる図書館・文書館・美術館/博物館局の事前認可を得てから、前述した収集物及び物の交換及び貸借を民間の博物館・美術館又は学術機関と互いに行うことができる。

第34条

1. 国立の博物館・美術館は、交換及び貸借を民間の博物館・美術館又は学術機関と互いに行うことができる。但し、その能力 (*solvencia*) が貸借される空間又は収集物の返却を保証する場合に限る。この能力は、各博物館・美術館の保存官による事前通知を得てから、図書館・文書館・美術館/博物館局長により査定される。規則は、その交換及び貸借の諸条件・諸様式を定める。

2. 国立の博物館・美術館は、同じく、その事例に関して、上院 (*H. Senado*) 又は最高裁 (*la Exma. Corte Suprema*) の長官 (*Presidentes*) の要請に基づき、国会及び最高裁に対し貸借又は使用貸借契約 (*comodato*) を行うことができる。⁶

第35条

国立の博物館・美術館は、法律第 16.441 号第 43 条に定められる諸条件に則り、国家記念物審議会の同意通知を事前に得てから、国外の博物館・美術館に対してその作例又は収集物の交換を行い得る、又はそれらを貸借することができる。

第36条 廃止⁷

第九章 登記簿及び登記

第37条

1. 国立の博物館・美術館、並びに大学、市町村、学術団体機関といった民間教育施設 (*establecimientos de enseñanza particular*)、或いは個人の所有する博物館・美術館は、一般公開されているか否かを問わず、規則の定める登記簿 (*Registro*) に登記 (*inscrito*) されなければならない。更に所有する作例又は収集物の全目録 (*catalogo completo*) を作成しなければならず、この目録は審議会に複写して送付されなければならない。

2. 現在、この第 1 項 (*el inciso primero*) で示される公益機関及び施設の有する博物館・美術館は、年間に

⁶ 法律第 19.094 号第 1 条 (1991 年 11 月 14 日官報公表) により付加を挿入。加えて、その法本文第 2 条は、国会組織法 (*Organica Constitucional del Congreso Nacional*) 第 55 条 (当第 55 条は第 56 条に続いている) を法律第 18.918 号に挿入した。「第 55 条: 1976 年教育省令第 583 号により歴史記念物と宣言されたサンティアゴ市バンデラ通り・モランダ通り間のコンパニア通りに在る国会建造物を備えている動産群 (固定されている、いないを問わず) は、国会に属する。」

⁷ DFL 第 1 号 (1979 年 5 月 5 日官報公表) 第 4 条は、1980 年 1 月 1 日に、法律第 17.288 号第 36 条にある関税の免除を廃止すると共に、その仮第 1 条に次の挿入文を定めた。「同様に、本政令第 3 条及び 4 条に定められる廃止は、1980 年 1 月 1 日より前日の登記又は認可により保護された輸入には適用されない。この輸入は、廃止される法定文に従ってそれに相応しい免除手続きを続行することができる」

行われた新規の購入、並びに処分した(dar de baja)作例又は収集物、他の類似施設に貸借する便宜又は他の類似施設への交換を国家記念物審議会に通知しなければならない。

3.今後建てられる博物館・美術館は、本条文の第一項の述べる登記簿に事前に登記される。

第十章 刑罰について

第38条

(イ)国家記念物、或いは(ロ)その記念物又は博物館・美術館において保存される物か作品を破壊若しくは損害を発生させる個々人(particulares)は、前述の記念物又は作品に生じた物理的損害の復旧(reparacion)の為、その個々人に適用される民事責任とは別に刑法第485条及び486条に定められる刑罰を受ける。⁸

第39条

本法の何れかの諸規定に背く、又は何らかの方法でその違反に便宜を与える公務員(empleados publicos)は、それぞれ犯した違反に相応しい民事制裁又は刑事制裁とは別に、行政上発生する懲戒措置に従わなければならない。

第40条

本法に違反して開始される工事又は業務は、本法が考慮する制裁とは別に、新規の作業として告発される(denunciar)。

第41条

明白に考慮されていない本法の諸規定への違反全ては、一般法によって該当するその他の制裁とは別に、生活給金の一から五倍の罰金で処罰される。

第42条

本法へのあらゆる違反を告発する為に民衆訴訟(accion popular)が認められる。告発者は、適用される罰金の20%を褒賞として受け取る。

⁸ 刑法第485条は、その程度に応じて軽懲役から重懲役までの刑罰、11から15UTMまでの罰金刑を定める。一方、刑法第486条は、その損害額が4UTMを超える場合、及び40UTMを超えない場合、その程度に応じて最小軽懲役から中間懲役までの(de reclusion menor minimo a medio)刑罰、6から10UTMまでの罰金刑を定める。その損害額が4UTMを超えず、且つ1UTM以上の場合、罰金刑は5UTM以内とする。

第43条

本法が生活給金 (*sueldo vital*) について述べる時、この用語は、サンティアゴ地区 (*Departamento de Santiago*) については、段階 A (*Escala A*) である生活給金一ヶ月分と常に看做されなければならない。

第44条

本法で定める罰金は、国家記念物審議会の要請に基づいて違反が犯される場所を管轄する職業裁判官 (*juex de letras*) によって、或いは民衆訴訟によって適用される。

第十一章 資産について

第45条

1. 国家予算法 (*Ley de Presupuesto de la Nacion*) は、国家記念物審議会の責務及びその法が審議会に任命する諸目的の実行に必要な資金を年毎に諮問する。

2. 職業裁判所 (*Juzgados de Letras*) は、国家記念物審議会の命令に従って本法への違反から適用する罰金利益を各財務出納係 (*Tesoreria Fiscal*) に特別口座で (*una cuenta especial*) 入金する。

最終章

第46条

1925年10月17日付政令第651号、及び本法に反する法規定は全て廃止のこと。

第47条

共和国大統領は、本法を適用する規則を、その公表から翌180日間に発布する。

第48条

あらゆる性質の発掘に関し国家記念物審議会から既に与えられた許可は、官報において本法の規則が公表された日から30日の期限内に前記規則の定める方法に則って新たに申告されない場合、自動的に効力を失う。

第49条

1. ガブリエラ・ミストラルのピクニャ市内生家の利用 (*habilitacion*) 及び再建業務は、法律第16.719号第3条の述べるところに基づき、著名な女流詩人を記念する博物館の創設と同様に、公共教育省の担当と

する。それらの諸業務は株式会社教育施設建設業者団体 (Sociedad Constructora de Establecimientos Educativos S. A.) を介し、本法第 4 条の述べる資金からの負担により行われる。

2. 公共事業・運輸省建築局は、その実施の為の資金を公共教育省に任せる。

第50条

1. 公共教育省に所属し、法律第 10.990 号第 4 条により再編入された現在就業している教員及び官吏は、その業務分離の継続期間、当該の課税 (imposicion correspondiente) をその費用により (por su cuenta) 行う権利を持つ。労働・社会保障省の、DFL 第 1.340 号 bis、法律第 15.386 号及び 1964 年最高令 (Decreto Supremo) 163 で定められる利益の享受については、その公僕ら (servidores) が公務員・ジャーナリスト (Caja Nacional de Empleados Publicos y Periodistas) 国家銀行にて課税三十年分に既に達した或いは達する時点から、前記期間が教員及び官吏に対し認められる。⁹

2. 退職年金 (pension de jubilacion) を享受する場合、法律第 10.990 号により規定される再編 (reincorporacion) より前の業務理由で、教員及び官吏は、前記年金を放棄することができ、且つその行為により、前項に示される利益の享受においてそれらを算定するために前記業務が彼らに有効となる。

第51条

法律第 16.617 号第 32 条第一項、「含めて (inclusive)」の言葉以下の部分を次のように修正のこと。「あらゆる教育施設における授業時間六時間の達成から生じる所得 (renta)、若しくは高等教育又は Centro de Perfeccionamiento における授業時間六時間と両立できる。」¹⁰

第52条

チリ国民の名において、サンティアゴ市のオヒギンズ通りに位置するアンドレス・ベジョ氏記念像複製をベネズエラ共和国政府に公式贈与する権限を共和国大統領に与えること。

第53条

共和国総国库 (Tesorero General) は、法律第 15.720 号第 20 条 a 項の規定に従って市町村が出資しなければならない資金を、その市町村団体がその義務を満たさなかった場合、あらゆる判断から (por cualquier concepto) 国库 (Fisco) が前記の諸団体に渡さねばならないその資金から控除してから、国家学校助成・奨学金委員会 (Junta Nacional de Auxilio Escolar y Becas) に任せることができる。

⁹ 法律第 17.341 号 (1970 年 9 月 9 日官報公表) により改正された挿入文。

¹⁰ 法律第 17.341 号 (1970 年 9 月 9 日官報公表) 第 5 条により改正された条文。

第54条

法律第 17.236 号第 10 条の規定¹¹を満たした上で、公共教育省に所属する海事博物館職員に充当されることを目的に、バルパライソ市メルレット通り 195 番地(セロ・コルディジェラ)に在る不動産を無償で国庫に移譲する (transferir) よう、国立海洋貿易保障銀行 (Caja de Prevision de la Marina Mercante Nacional) が認可すること。

私は本法を承認及び裁決することを判断したゆえに、共和国の法律としてこれを公布し、実行のこと。

サンティアゴ市、1970 年 1 月 27 日

エドゥアルド・フレイ・モンタルバ

マキシモ・パチェコ・ゴメス 教育相

エルネスト・リバシク・ガッツァーノ 教育次官

¹¹ 法律第 17.341 号 (1969 年 11 月 21 日官報公表) 第 10 条は次のように規定する。「図書館・文書館・博物館/美術館局に属する海事博物館を創設のこと。この博物館はバルパライソ市に在る『ロード・コクラネ (Lord Cochrane) の家』と呼ばれる不動産において機能する。国家予算法は、前記博物館職員への財源 (los recursos) を諮問 (consultar) する。」